

白老町議会 改革の取組み・活性化の経過

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明	
改革前	平成元年	8	会派制の採用	議会運営のための機関(任意の議会運営委員会)を設置するために会派制を採用することとした。	
		9	議会運営委員会(任意)の設置	議会運営のための任意機関を設置。(H3法制化されたため条例に規定し設置)	
	平成3年	9	白老町議会運営基準の制定	明文化のない申し合わせ事項を極力なくし、秩序を保つための議会のルール化を推進する。	
	平成4年	9	委員会及び協議会の公開	運営基準に明記し、原則公開とした	
	平成8年	10	長期欠席議員の報酬・期末手当の減額	長期欠席議員の議員報酬減額の制度化(第3回定例会条例改正)	
第一次議会改革	平成9年	3	附属機関への就任(兼職)禁止	7 附属機関の所属を認める。～法律に基づくもの4、申し合せ3(運営基準に明記)	
		7	議会改革の検討に着手	議会改革等に関する検討小委員会を設置し、議会改革の議論を開始する。 小委員会16回開催、町民との意見交換会2回実施	
	平成10年	1	議会改革に関する町民意見懇談会	公開・町内の22団体の代表者が参加	
		5	議会改革に関する町民意見懇談会	第2回目の懇談会～町民との意見交換会	
		6	議会改革の素案答申	議会改革等に関する検討小委員会から議会運営委員会へ答申 議会改革項目:6項目18件	
		12	第1次議会改革がスタート	第4回定例会において「白老町議会改革」の取組み項目を委員会報告し第1次改革スタート	
		12	参考人の招致	陳情者3名を参考人として意見聴取 (白老町議会議員定数の削減に関する陳情書)	
		12	傍聴者へ一般質問通告内容を配布		
	平成11年	12	会議中、携帯電話等の持ち込み禁止	会議中、議員における携帯電話の持ち込みを禁止	
		平成11年	1	議員定数の削減	第1回臨時会 議員定数の見直し 定数22名 20名
			4	白老町議会議員倫理条例の制定	第1回定例会において可決成立
			4	常任委員会の道外行政視察の改善	日程短縮と所管事務調査として課題を明確化し、全員が議長に対して報告レポートを提出する。
			4	海外行政調査等派遣の凍結	海外行政調査等派遣の凍結
			7	夜間(ナイター)議会の実施	第1回定例会の代表質問(2日間・午後6時～9時)で実施
			7	議員の出前トークの実施	町民や地域からの要請に基づき議員が出向き、要望や切実な訴えを聞き入れ、議会活動に反映させる。
	10	各委員会の地域別開催 (移動常任委員会)	全町的・地域的な課題により地域に出向いて、地域の会館等において委員会を開催する。		
	平成12年	1	白老町情報公開条例の施行	平成11年第4回定例会可決 議会においても実施機関とした。	
		2	委員会の開催日程・会議内容の広報誌による周知・報道機関へ周知の通知	情報公開に対応(報道機関へ通知～日程・会議内容)	
		4	委員会記録の全文筆記化	情報公開に対応(主婦に反訳依頼～反訳者登録制)	

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明	
第一次 議会 改革	平成 12 年	4	本会議・委員会会議録のホームページ公開	情報公開に対応	
		4	例規検索システムの採用	町例規を CD-ROM で議員に配布	
		4	議員通知をファックス通信	招集通知など議員に対する案内を郵送からファックス通信とし、経費節減と通知の迅速化を図ることとした。	
		9	質問席の対面式化	代表・一般質問席の改善 町執行側と対面する質問席の設置	
	平成 14 年	3	一般質問における一問一答方式の採用	質問者の持ち時間 4 5 分(答弁を除く)	
		3	通告書のファックス送信を認める	遠隔地の議員の負担軽減と迅速化を図ることから、代表・一般質問のファックスによる通告を認めることとした。	
		3	会議録の CD ROM による配布	会議録(本会議・委員会)の CD-ROM 化による議員配布し、保存性と経費節減を図る。	
		4	議会ホームページの公開		
		7	第 1 次改革の検証と第 2 次改革の検討	議会運営委員会において第 1 次議会改革の検証と第 2 次議会改革の検討を開始する。	
		9	本会議・委員会の会議案内掲示	庁舎入り口に議会・委員会日程の会議案内板を設置	
		9	傍聴席でのパソコン使用を許可	本会議中の傍聴席でのパソコン使用を報道機関に許可	
		9	議員報酬の独自削減	条例の一部改正 6 月間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)	
		12	第 2 次議会改革スタート	第 4 回定例会において「白老町議会改革」の取り組み項目(5 項目 17 件)を委員会報告し第 2 次改革をスタート 期間：平成 14 年～平成 18 年 5 年間	
		12	議員の O A 自主研修の実施	内部講師によるメールやワープロ研修	
	第二次 議会 改革	平成 15 年	1	議会ホームページの運用開始	白老町ホームページに専用ホームページ管理公開
			3	長期欠席議員の議員報酬削減の拡大	欠席 2 区 4 区分・削減率 25%～50% 30%～60%
			3	議員費用弁償の見直し改定	本会議・委員会出席日当の廃止・町外日当の減額
			5	本会議のインターネット中継の試行	町内 LAN による試験配信の開始
			9	議会報告会の実施	町内 7 箇所・664 名 町長不信任議決に伴う議会の説明責任
11			議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 6 月間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)	
12			本会議インターネット中継の本格開始	インターネット中継の本格実施	
平成 16 年	1	議員定数のあり方の議論スタート	第 2 次議会改革における議員定数見直しの議論を開始する。		
	3	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 1 年間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)		
	5	広域(他議会合同)議員研修	登別市議会と広域研修を実施する。 毎年 1 回、持ち回りにより開催スタート		
	6	代表・一般質問の答弁書の配布	質問議員へ第 1 回答弁書(町長答弁書)を配布 質問者が質問席についた時点で配布		

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明	
第二次 議会 改革	平成 16 年	7	独自研修の充実	議員研修の充実 年 1 ~ 2 回講師を招へいし講演研修会を実施	
	平成 17 年	1	付属機関への就任(兼職)禁止の拡大	町の付属機関への兼職禁止の改正 (法律に基づくもの 3、公平中立により申し合せ 1)	
		3	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 1 年間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)	
		5	議会事務局グループ制の実施	2 係 議会グループの導入	
		7	白老町自治基本条例制定に関する特別委員会を設置	議会の関係条項の調査・検討 条例に組み込み 特別委員会 10 回・小委員会 9 回	
	平成 18 年	3	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 1 年間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)	
		9	決算審査特別委員会の運営の見直し	審査結果を翌年度に反映させるため、9 月定例会期中に特別委員会(議長及び監査委員を除く全議員で構成)を開催することとした。	
		10	議会報告会の実施	町内 7 箇所・94 名 議会改革・議員定数の見直しについて町民意見	
		12	白老町自治基本条例の制定	第 4 回定例会可決 特別委員会で審議した議会関連条項を盛り込む	
	第三次 議会 改革	平成 19 年	1	各議員に対し委員会報告書を事前配布	委員会報告に対する質疑の活発化を図る目的
			1	議員定数の削減	次期改選期(H19.11)から 4 人削減し、定数 16 人とする。
			1	議員定数削減に伴う議会機能の向上について検討を開始	通年議会、委員会の複数所属、議会報告会の定例化、政策研究会の検討(チェック機能の強化)
3			議会運営委員会の審議結果報告の充実	本会議のための審議経過・結果を詳細に議員へ報告するため、会議の冒頭に追加 平成 19 年第 1 回定例会から開始	
3			議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 10 月間(議長 11%、副議長 7%、委員長・議員 5%)	
6			委員会の公開	委員会条例の一部改正 原則公開を明記 秘密会の規定明確化~特別多数議決 2/3	
6			常任委員会の見直し及び複数所属	広報広聴常任委員会の新設と複数所属を実施 ・時期改選期(平成 19 年 1 月 9 日)から適用	
6			通年議会の試行実施	平成 19 年 6 月 19 日から 8 月 24 日まで (会期 67 日間)	
9			議会傍聴規則の改正	・傍聴の禁止制限規定の大幅削除・手続きを一切不要 ・写真・ビデオ撮影、録音等の自由 ・平成 19 年 9 月 1 日から適用	
9			委員会傍聴規則の新設	・本会議傍聴規則の見直しに準じて新設 ・平成 19 年 9 月 1 日から適用	
12			議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 1 年間(議長 15%、副議長 12%、委員長・議員 10%)	
平成 20 年			12	通年議会の試行延長	平成 19 年 12 月 3 日から平成 20 年 2 月 29 日まで (会期 91 日間)
	2	説明員の議場出席を最小限とする	通年議会の試行により、説明員の議場出席を最小限とし、議員間の討議を重要とした。(議会運営基準の改正)		
	3	自治法 180 条専決処分の見直し	通年議会の本格実施に向けた専決処分(法 180 条)の整備 委任による専決処分の拡大(7 項目指定)		

区分	年度	月	具体的事項な改革項目	概要説明
第三 次 議 会 改 革	平成 20 年	4	議会ホームページの全面改訂	「町民に開かれた議会」として積極的な情報提供のため、議会ホームページを全面改訂し、運用開始した。
		5	通年議会制の実施	6月1日から施行 定例会の回数を年1回とし、会期を1年間とする 通年議会制をスタート～全員賛成で可決成立 通年議会実施要綱を制定
		6	第3次議会改革の開始	定例会6月会議(6項目17件) 改革期間～平成20年から平成24年(5カ年)
		11	議会懇談会の定期開催が開始	年・1回定期的に開催、おおむね9月下旬目途 5人・3班編成、町内9箇所(1班3箇所)
		12	白老町議会の条例・規則体系の見直し	会議条例・委員会規則の新設 会議規則・委員会条例の全部改正 議会改革項目等の条例、規則への明記 調査機関(専門的知見の活用)、政策研究会の 設置規定 議決事項2件 本会議の自由討議、質問に対する反問規定 委員会の自由討議原則 移動委員会の実施規定の明確化 委員会審査におけるルール化 など
	12	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 1年間(議長15%、副議長12%、委員長・議員10%)	
	平成 21 年	1	傍聴者に審議資料の配布	議員に配布される資料と同等の資料を配布 議案書等のページ数の多いものは貸し出とする。 傍聴規則に議長及び委員長の責務として、利便性の確保、傍聴意識の高揚を図ることを明記する。
		1	議案に対する議員の賛否状況の公開を試行	・ 当分の間、会議規則等の規定に関わらず、議長は、議案に対する議員の賛否数を確定し、可否の数と結果について宣告する。(議会運営基準の改正) ・ 議長は、会議録に議員の賛否状況を記載する。 会議録、議会広報、ホームページ等で公開
		2	全員協議会運営要綱の制定	全員協議会が公式会議となったことによるルール作り 全議員による議案説明会の実施 議員身分に関わる協議のための会議 町からの説明による会議(事前審議の禁止)
		2	討論型の広域(登別市議会)議員研修	登別市議会と毎年1回行う広域研修を課題解決を図る 討論型研修に変更実施 テーマ「議会改革を考える」
		4	広報広聴の運営基準の追加	第9章 広報広聴常任委員会を追加 ・ 出前トーク、議会報告会、議会懇談会及び分科会の活動の基準を明記(白老町議会運営基準)
		4	政策研究会の運営に関する検討を開始	議会運営委員会の中に検討小委員会を設置し検討
		5	議会報告会の定期開催が開始	年・1回定期的に開催、おおむね5月下旬目途に実施 議員半数・2班編成、町内8箇所(1班4箇所)
		7	議長の諮問(議員報酬の引き上げについて)	特別職報酬等審議会が議員報酬の引き上げを答申 11月まで一定の考え方を示すよう議運へ諮問
		9	委員会協議会を「協議又は調整を行うための場」に追加	委員会規則の改正により、全員協議会に準じて追加し、 会議の公開・議事録の調整等の透明性を図る。
		11	白老町議員会に政策研究会を設置	白老町自治基本条例第21条第3項の規定により 白老町議員会に私的機関として政策研究会を設置
		12	議員報酬の独自削減の継続実施	条例の一部改正 1年間(議長13%、副議長9%、委員長・議員7%)

